

## 第2節 過労死等防止対策推進法の概要

### 1 総則

過労死等防止対策推進法（以下「法」という。）第1章は総則であり、目的、定義、基本理念、国の責務等、過労死等防止啓発月間、年次報告について規定されている。

#### (1) 目的

近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的としている。

#### (2) 定義

「過労死等」とは、①業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡、②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡、③これらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいうこととされ、我が国の法律上初めて「過労死等」の定義が規定された。

これらの疾病は、業務上の疾病の範囲を定めた労働基準法施行規則別表第1の2の第8号、第9号に列挙される疾病に該当するものである。

#### (3) 基本理念

過労死等の防止のための対策は、

- 1) 過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならないこと。
- 2) 国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならないこと。

が規定されている。

#### (4) 国の責務等

この法律では、国は過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有すると規定するとともに、地方公共団体は国と協力しつつ過労死等の防止のための対策の効果的な推進に努めなければならないとされている。事業主は国及び地方公共団体が実施する過労死等の防止のための対策に協力するよう努めるものとする、国民は過労死等を防止することの重要性を自覚し、これに対する関心と理解を深めるよう努めるものとするとされている。

#### (5) 過労死等防止啓発月間

国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心

と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間を設けることとされている。11月は勤労感謝の日を含むことから、過労死等防止啓発月間は11月と規定されている。

## (6) 年次報告

政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書（いわゆる「白書」）を提出しなければならないことが規定されている。

## 2 過労死等の防止のための対策に関する大綱

法第2章では、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」について、以下の規定がなされている。

- 1) 政府は、過労死等の防止のための対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。
- 2) 厚生労働大臣は、大綱の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3) 厚生労働大臣は、大綱の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、過労死等防止対策推進協議会の意見を聴くものとする。
- 4) 政府は、大綱を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

## 3 過労死等の防止のための対策

法第3章では、過労死等の防止のための対策について規定されている。この法律で対策として規定されているものは、①調査研究等、②啓発、③相談体制の整備等、④民間団体の活動に対する支援の4つである。

### (1) 調査研究等

国は、過労死等に関する実態の調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究並びに過労死等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとするが規定されている。

同時に、国は、過労死等に関する調査研究等を行うに当たっては、過労死等が生ずる背景等を総合的に把握する観点から、業務において過重な負荷又は強い心理的負荷を受けたことに関連する死亡又は傷病について、民間の雇用労働者のみならず、事業を営む個人や法人の役員等に係るものを含め、広く当該過労死等に関する調査研究等の対象とするものとされている。

### (2) 啓発

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとするが規定されている。

### (3) 相談体制の整備等

国及び地方公共団体は、過労死等のおそれがある者及びその親族等が過労死等に関し相談することができる機会の確保、産業医その他の過労死等に関する相談に応じる者に対する研

修の機会の確保等、過労死等のおそれがある者に早期に対応し、過労死等を防止するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとするのが規定されている。

#### (4) 民間団体の活動に対する支援

国及び地方公共団体は、民間の団体が行う過労死等の防止に関する活動を支援するために必要な施策を講ずるものとするのが規定されている。

### 4 過労死等防止対策推進協議会

法第4章では、「過労死等防止対策推進協議会」について規定されている。

厚生労働省に、大綱を定めるに際して意見を聴く「過労死等防止対策推進協議会」を置くこととされている。

協議会は委員20人以内で組織すること、協議会の委員は、当事者等を代表する者（業務における過重な負荷により脳血管疾患若しくは心臓疾患にかかった者又は業務における強い心理的負荷による精神障害を有するに至った者及びこれらの者の家族又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因として死亡した者若しくは当該精神障害を原因とする自殺により死亡した者の遺族を代表する者）、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び専門的知識を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命することとされている。

### 5 過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等

法第5章では、調査研究等を踏まえた法制上の措置等について規定されている。

政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとしてされている。

なお、法附則第2項では、この法律の施行後3年を目途として、法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとして規定されている。